
令和6年 第1回 芦屋町議会臨時会会議録 (第1日)

令和6年1月19日 (金曜日)

議事日程 (1)

令和6年1月19日 午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案第1号 芦屋町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第4 議案第2号 芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第5 議案第3号 芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議案第4号 芦屋町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議案第5号 令和5年度芦屋町一般会計補正予算 (第6号)

第8 報告第1号 専決処分事項の報告について

【出席議員】 (12名)

1番 中西 智昭	2番 田中 太	3番 香田 一之	4番 長島 毅
5番 萩原 洋子	6番 本田 浩	7番 松岡 泉	8番 貝掛 俊之
9番 妹川 征男	10番 辻本 一夫	11番 川上 誠一	12番 内海 猛年

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代 書記 横田 和雄 書記 山城 朋美

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三榊賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	志村亮二	財政課長	佐竹 功
都市整備課長	小田武文	税務課長	水摩秀徳	環境住宅課長	村尾正一
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	本郷宣昭
産業観光課長	浮田光二	芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也
生涯学習課長	本石美香	ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明
事業課長	新開晴浩				

【 傍 聴 者 数 】 1名

○議長 内海 猛年君

おはようございます。

開会に先立ち、このたび発生した令和6年能登半島地震の被災者の皆様にお見舞い申し上げるとともに、地震によりお亡くなりになられた方々に対し、黙祷を捧げ哀悼の意を表したいと思います。

それでは、皆様ご起立をお願いします。黙祷。

[黙祷]

お直りください。ご着席ください。

.....
午前10時00分開会

○議長 内海 猛年君

それでは、会議を始めます。

ただいま出席議員は12名で、会議は成立いたします。よって、ただいまから令和6年第1回芦屋町議会臨時会を開会いたします。

御手元に配付しております、議事日程に従って会議を進めてまいります。

.....
日程第1. 会期の決定について

○議長 内海 猛年君

まず日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

.....
日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長 内海 猛年君

次に日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第127条の規定により、1番、中西議員と6番、本田議員を指名しますので、よろしく願いいたします。

.....
○議長 内海 猛年君

お諮りします。日程第3、議案第1号から日程第8、報告第1号までの各議案については、こ

の際一括議題として上程し、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

異議なしと認め、さよう決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野 茂丸君

それでは提案理由の説明をさせていただきます。

はじめに、1月1日に発生しました令和6年能登半島地震について述べさせていただきます。

石川県能登地方で大地震が発生し、多くの尊い命が犠牲となりました。お亡くなりになられた方に対し、深く哀悼の意をささげますとともに、被害に遭われた方には、心からお見舞い申し上げます。また、被災地の一刻も早い復旧復興をお祈り申し上げます。

さて、内閣府が発表した12月の月例経済報告の基調判断によれば、「景気は、このところ一部に足踏みもみられるが、緩やかに回復している」とし、先行きについては雇用・所得環境が改善するもとの、各種政策の効果もあって緩やかな回復が続くことが期待されるとしています。

一方、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念、物価上昇、中東地域をめぐる情勢など景気を下押しするリスクも指摘されています。芦屋町におきましても、物価高が町民の生活に影響を及ぼしているため、議員各位の御理解を賜り12月に独自支援策を決定したところですが、引き続き社会、経済情勢の動向を注視しつつ機動的かつ効果的な施策を展開するなど行財政運営に取り組んでまいります。なにとぞ、議員各位の力強い御支援・御協力を心からお願い申し上げます。

それでは、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

まずは、条例議案でございます。

議案第1号の「芦屋町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、令和5年度の人事院勧告に伴い本町職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給率の改定等のため条例の一部を改正するものでございます。

議案第2号の「芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、令和5年度の人事院勧告に伴い、町長、副町長、教育長及びモーターボート競走事業管理者の期末手当の支給率を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第3号の「芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、令和5年度の人事院勧告に伴い、議会議員の期末手当の支給率を改定するため条例の一部を改正するものでございます。

議案第4号の「芦屋町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」が改正されたことに伴い、新たに戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務等に係る手数料に関する規定を追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、補正予算議案でございます。

議案第5号の「令和5年度芦屋町一般会計補正予算（第6号）」につきましては、歳入歳出にそれぞれ200万円を増額計上するものでございます。歳入につきましては、財政調整基金繰入金を計上するものでございます。歳出につきましては、給与改定に伴う給料等を計上するものでございます。

最後に報告案件でございます。

報告第1号の「専決処分事項の報告」につきましては、町営住宅の住宅使用料等滞納者に対し、住宅等の明渡し及び未払住宅使用料等の支払いを求める訴えを提起したことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

以上、簡単ではありますが、提案理由の説明をおわります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

まず日程第3、議案第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第1号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第4、議案第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第2号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第5、議案第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第3号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第6、議案第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第4号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第7、報告第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第5号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第8、報告第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、報告第1号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第3、議案第1号から日程第7、議案第5号までの各議案については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前10時12分休憩

.....
午前10時50分再開

○議長 内海 猛年君

再開します。

お諮りします。日程第3、議案第1号から日程第7、議案第5号までの各議案については、そ

それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政常任委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員会委員長 本田 浩君

報告第1号、令和6年1月19日、芦屋町議会議長、内海猛年殿、総務財政常任委員会委員長、本田浩。

総務財政常任委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第1号、満場一致、原案可決。

議案第2号、満場一致、原案可決。

議案第3号、満場一致、原案可決。

議案第5号、満場一致、原案可決。

以上です。

○議長 内海 猛年君

次に、民生文教常任委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員会委員長 萩原 洋子君

報告第2号、芦屋町議会議長、内海猛年殿、令和6年1月19日、民生文教常任委員会委員長、萩原洋子。

民生文教常任委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第4号、賛成多数、原案可決。

議案第5号、満場一致、原案可決。

以上報告を終わります。

○議長 内海 猛年君

以上で報告は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。
次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。
以上で質疑を終わります。
ただいまから討論及び採決を行います。
まず、日程第3、議案第1号についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。
ただいまから採決を行います。
お諮りします。日程第3、議案第1号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第1号は原案を可決することに決定いたしました。
次に日程第4、議案第2号についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。
ただいまから採決を行います。
お諮りします。日程第4、議案第2号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第2号は原案を可決することに決定いたしました。
次に日程第5、議案第3号についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。
ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第5、議案第3号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第3号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第6、議案第4号についての討論を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

議案第4号に対する、反対討論を行います。

令和元年に戸籍法の一部が改正が行われ、3月より施行が行われます。議案第4号にはそれに伴う条例の改正ですが、この条例改正の基になる戸籍法改正に反対ですので、この議案に反対するものです。

反対の理由は、戸籍法改定により、個人番号制度とリンクさせることで、プライバシーの保護に大きな問題点が依然として残り、不安が拭えていないからです。問題点は4つあります。

1点目は、個人情報というのは、個人単位の金融、医療、旅券、自動車登録とは違い、婚姻、離婚、親子、養子など、身分関係や出自など、極めてセンシティブな情報があります。近年では、個人情報を不正に売買する違法ビジネス摘発が後を絶ちません。この戸籍売買で4年間に8億5,000万を売上げ、摘発されるなどの事件も起きており、その対策こそ強化すべき点です。2点目は、戸籍謄本を取得する理由の3割から4割は相続関係ですが、2015年10月以前に亡くなった方は、マイナンバーが付与されていないため、情報連携の対象にならないことが分かりました。利便性といっても、限定的だという点です。3点目は、今まで戸籍事務は多少の不便があったにせよ、単体の自治体内で情報管理していましたが、双方向型の新システムに変わり、法務省が一元管理することになります。戸籍事務内連携で情報が漏れる機会・場面が増え、プライバシー侵害の危険が高まることが指摘されています。4点目は、情報漏えい・悪用についての保護措置は設けてありますが、それが不十分であり、プライバシー侵害の危険性が払拭できないことが分かりました。例えばマイナンバー法の中に自己コントロール権は明記されていません。個人情報を分散管理してまでマイナンバーカードを健康保健証に一元化することは、住民の持つ自己情報コントロール権を尊重する視点が欠けています。また、個人情報保護委員会が設置されましたが、各省庁から独立していない横並びの組織で、個人情報の運用を監督する権限にとどまっています。ヨーロッパやカナダのように、政府から独立したプライバシーコミッショナーに似た制度として、個人情報に関わる人々の不安を生じさせない強い権限を持つ組織が必要となっております。

以上のことから、議案に反対いたします。

○議長 内海 猛年君

そのほかございませんか。ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第6、議案第4号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

賛成多数であります。よって、議案第4号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第7、議案第5号についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第7、議案第5号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第5号は原案を可決することに決定いたしました。

以上で、討論及び採決を終わります。

○議長 内海 猛年君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、併せて令和6年第1回芦屋町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時59分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員